



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和2年10月23日

【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 岡崎 暁

主任監察監督官 北林 浩之

電話 018-862-6682

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施 ～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等防止の重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

主な取組内容は以下のとおりです。詳細は別添リーフレット等をご参照下さい。

○過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

日時：令和2年12月3日（木）13：30～16：00（受付13：00～）

会場：秋田にぎわい交流館AU（あう）多目的ホール（秋田市中通1-4-1）

○過重労働解消キャンペーンの取組

1 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2 重点監督を実施します。

- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施します。

日時：令和2年11月1日（日）9：00～17：00

4 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者を対象に、10月から12月までを中心として「過重労働解消のためのセミナー」（オンライン）を実施します。

※本年度の労使団体に対する協力要請は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送により実施します。

※秋田労働局長による、働き方の見直しに向けて積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」への職場訪問は現在調整中です。

※取材される場合は、上記【照会先】まで事前にご連絡をお願いします。